別表第６（第32条関係）

原価等の機能別原価への配分方法

（１）　内容に応じて機能別原価のいずれかに直課できるものは可能な限り当該機能別原価に直課することを原則としつつ、それ以外のものについては、当該配分基準により、各機能別原価に配分（帰属）するものとする。

（２）供給販売部門全般に係る管理費用的なもの及び客観的かつ合理的な基準を設定できない費用については、機能別原価金額比により、各機能別原価に配分（配賦）するものとする。

別表第７（第32条関係）

原価等の機能別原価への配分基準表

項　　目		直　　課	帰属（括弧内は例示）	配　　賦
労務費			人員比	
諸経費	修繕費	内容に応じて直課	人員比（器具備品等の少額資産等） 固定資産金額比	
	租税課金 設備関連	内容に応じて直課	導管延長比（道路占用料等） 固定資産金額比（固定資産税・都市計画税等）	
	その他		人員比（自動車税等）	
	需給調整費	託送供給特定原価に直課		
	バイオガス調達費	託送供給特定原価に直課		
	需要調査・開拓費	託送供給特定原価に直課		
	事業者間精算費	託送供給特定原価に直課		
	その他諸雑費	内容に応じて直課	導管延長比（導管関連等） 人員比（導管関連以外等）	
減価償却費		内容に応じて直課	人員比（器具備品等の少額資産等） 固定資産金額比	
営業外費用		内容に応じて直課	レートベース比	機能別原価金額比
事業報酬額			レートベース比	
法人税・地方法人税・住民税（法人税割に限る。）			レートベース比	
営業雑益		内容に応じて控除	レートベース比により控除	機能別原価金額比により控除
雑収入		内容に応じて控除	レートベース比により控除	機能別原価金額比により控除
事業者間精算収益		託送供給特定原価より控除		

別表第８（第32条及び第34条関係）

機能別原価の分類表

機能別原価項目	機能別原価に関する費用の内訳
ホルダー原価	ガスホルダー及び圧送機の建設・維持・管理に関する費用
高圧導管原価	高圧導管の建設・維持・保全に関する費用
中圧導管原価	中圧導管の建設・維持・保全に関する費用
中圧Ａ導管原価と中圧Ｂ導管原価に区分するときは	
中圧Ａ導管原価	導管への供給圧力0.3MPa以上1.0MPa未満の中圧導管の建設・維持・保全に関する費用
中圧Ｂ導管原価	導管への供給圧力0.1MPa以上0.3MPa未満の中圧導管の建設・維持・保全に関する費用
低圧導管原価	低圧導管の建設・維持・保全に関する費用
供給管原価	供給管の建設・維持・保全に関する費用
メーター原価	ガスメーターの設置・維持・管理に関する費用
検針原価	検針に係る費用（検針票投函に係る費用を除く。）
内管保安原価	需要家の保安に係る費用（消費機器に係る保安を除く。）
託送供給特定原価	託送供給に特定される費用

様式第１（第３条関係）

第１表

ガス需要計画

（単位：千㎥）

	年度実績	年度見込み	年度	原価算定期間計	備　考
需要量					

（注）１．原価算定期間に応じて年度別に欄を設けて記載すること（以下この様式において同じ。）。
２．備考欄には、必要に応じて算定の基礎となる数値等を記載すること（以下この様式において同じ。）。

第２表

設備投資計画

（単位：百万円）

		年度実績	年度見込み	年度	原価算定期間計	備　考
土地						
建物						
供給設備	ガスホルダー					
	その他機械装置					
	主要導管					
	本支管（主要導管以外）					
	供給管					
	その他					
	計					
業務設備						
合計						
工事負担金等（合計の内訳）						

（注）消費税額を含まない金額を記載すること。また、工事負担金等圧縮前の値を基準として記載すること。